

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事 業 者 名 称	社会福祉法人 まこと鳴滝会
主たる事務所の所在地	和歌山県和歌山市園部 3 8 1 番地 2 8
法 人 等 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 富森 義登
電 話 番 号	0 7 3 - 4 5 5 - 6 4 6 9

第 2 ご利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	まことながねだい保育園
施 設 の 所 在 地	名古屋市緑区長根台 1 0 8 番地の 1
施 設 長 氏 名	園長 鈴木 里美
連 絡 先	電 話 0 5 2 - 7 1 5 - 8 8 6 0 F A X 0 5 2 - 7 1 5 - 8 8 6 1

第 3 施設の目的・運営方針

まことながねだい保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び なごや子どもの権利条例 の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

（１）子どもの発見と発達支援

乳幼児期は、身体機能・運動機能・情緒・認知力などが目覚ましいスピードで発達を遂げ、人間形成の上できわめて重要な時期である。一人ひとりの子どものみずから生きる力と特性をしっかりと見極め、それぞれの子どもの発達段階に応じて最も適切な支援をおこなう。

（２）保育の基本姿勢

子どもが健やかに育つために最も重要な環境要件である保育者は、保育に関する知識・技術を磨くとともに、豊かな感性のもと、一人ひとりの子どもの心に聞きながら、子どもが育つため最もよい環境の一員として機能する。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	574㎡
	屋外遊戯場	167.75㎡
園 舎	構 造	鉄骨造
	延 べ 面 積	354.01㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	さくら組（0歳児）もも組（1歳児）
保 育 室	4 室	ちゅーりっぷ組（2歳児）、ゆり組（3歳児）、たんぼぼ組（4歳児）ばら組（5歳児）
遊 戯 室	1 室	多目的室
調 理 室	1 室	
事務室兼医務室	1 室	

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
2 号 認 定 子 ども		30人
3 号 認 定 子 ども	満 1 歳以上	24人
	満 1 歳未満	6人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1		
保育士	15	10	5	
医師（嘱託医）	2		2	
看護師	1		1	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
園長	8：30 ～ 17：30
主任保育士	下記保育士と同様
保育士	早番 7：00 ～ 16：00 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 10：00 ～ 19：00 ＊ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
看護師	9：00 ～ 17：00

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月曜日から土曜日	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7：00 ～ 18：00 (～19：00)
		土曜日	7：00 ～ 18：00 (～19：00)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8：30 ～ 16：30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

※ 仕事が休み等でご家族（大人）が在宅されている日は、コア時間の保育となります。

※ 土曜日の保育時間帯は、就労状況に基づき保育時間を設定します。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

豊かな広い心の人間性を培い、人格形成を養うことをモットーとし、大切な資質向上の人格的環境を高め、行き届いた物的環境を基本として、社会へ貢献できる大人への第一歩を造り、本質的な幼児教育を目指す。

(2) 当園の保育の目標

心身共に健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め、個性豊かで未来へ向かっての前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指す。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

- ・年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・0・1・2歳児については個別計画も作成する。

(4) 当園の特色のある保育

- ・英会話・リトミック・体操

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
8:30	登園 登園時健康チェック【検温、視診等】		平日保育に準ずる
9:30	おやつ（0・1・2歳児）		
10:00	通常保育【クラス保育】		
11:00	給食（※1）		
12:00	午睡（※2）		
15:00	おやつ		
15:30以降	保育【自由遊び、異年齢合同保育】 （以後降園まで各自に合わせた保育提供）		

※1 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し、宗教食の配慮もします。

※2 0・1・2歳児：通年、3歳児：10月頃まで、4・5歳児：夏季期間のみ午睡します。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式（○新入園児のみ） ・進級式
5月	・遠足（3・4・5歳児） ・内科検診
6月	・歯科検診 ・保育参観（○3・4・5歳児）
7月	・プール開き ・七夕会 ・個別懇談会（○希望者のみ）
8月	・夏まつり
9月	・プール納め
10月	・運動会（○3・4・5歳児） ・遠足（3・4・5歳児）
11月	・内科検診
12月	・保育参観（○2・3・4・5歳児） ・クリスマス会
1月	・個別懇談会（○）
2月	・豆まき ・保育まつり（5歳児）
3月	・ひなまつり会 ・お別れ会 ・卒園式（○卒園児のみ）

※ 誕生会・身体測定・防災訓練・防犯訓練は毎月実施します。

※（○）印がある行事は保護者参加をお願いする行事です。

(7) 給食の提供

- ・毎月の献立表に基づき、原則、完全給食の提供を行います。
- ・望ましい食習慣の定着を促すとともに、児童の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応を行います。

(8) その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後５７日目）からの保育を実施しています。

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

- ・名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。
- ・３歳クラスから５歳クラスまでの全てのお子さん、０歳クラスから２歳クラスまでのおさんは、住民税非課税世帯を対象として、利用料無償。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用される場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第９に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

※ 年収 360 万円未満相当世帯及び就学前児童から数えて第 3 子以降のお子さんについては、副食費は免除されます。副食費の免除対象者については、区役所民生子ども課からお知らせがあります。なお、主食費については、免除はありません。

※ その他、用品費等が必要になります。（入園説明会等で別途説明します）

※ 園外保育（遠足）等、上記以外に費用が発生することがあります。その際には、事前にお知らせいたします。

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

(1)医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は
嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	かみさわクリニック
医師名	鈴木 眞砂
所在地	名古屋市緑区神沢1丁目2007
電話番号	052-877-6647

医療機関の名称	有松わたや歯科クリニック
医師名	綿谷 武彦
所在地	名古屋市緑区鳴海町細根84-4
電話番号	052-621-1355

(2)災害共済給付制度への加入

当園の管理下において災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし診療報酬点数が500点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子様が加入の対象となります。

第 13 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	保育時間中に 発令された場合	保育を中止します。 登園後の場合、速やかにお迎えをお願いします。 登園前の場合は、登園を見合わせて下さい。
	保育時間外に 発令された場合	登園を見合わせて下さい。 午前6時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため、登園を見合わせて下さい。
	保育時間中に 解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案し、保育開始時間等を決定して、一斉メールでお知らせします。 (時間前に登園頂いても保育は実施出来ません)
大 雨 ・ 洪 水 警 報 発 令 時	原則として保育を実施します。但し、気象状況によって暴風警報発令時と同様の対応を取ることがあります。	
避難指示 高齢者等避難	保育時間中に 発令された場合	解除されるまで休園とします。 登園後の場合、直ちにお迎えに来て下さい。 必要に応じ、園児と共に避難所に避難します。
	保育時間外に 発令された場合	解除されるまで休園とします。
	保育時間中に 解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案し、保育開始時間等を決定して、一斉メールでお知らせします。 (時間前に登園頂いても保育は実施出来ません)
避 難 訓 練	非常災害に備えるため、毎月一回、避難、救出、その他必要な訓練を実施します。	

第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、利用乳幼児の安全を確保するため、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにしています。

万が一事故発生の場合、最低限の応急処置を行い、事故記録簿もつけていきます。

また災害、事故等が発生の場合は速やかに避難を行うことができるよう、避難訓練を実施し、安全に留意した保育所運営を行います。

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	苦情解決責任者 園長 鈴木 里美 苦情受付担当者 主任 亀田 操
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電 話 052-910-7976 F A X 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第 17 その他留意していただきたいこと

個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って、個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

※この重要事項説明書の内容は、令和6年3月現在の情報です。